

ミレアホールディングス株主総会

東 京 海 上 日 動

石原会長・隅社長は 経営責任をどう取るのか

本日開催されるミレアホールディングス株主総会に私たちの代表団が出席し、経営者の責任を追及します。ご支援をよろしくお願いいたします。

株主、国民・消費者、従業員などすべてのステークホルダーに明確にこたえよ

100億超える新たな「保険料取り過ぎ」

新たに報じられた100億円を超える「保険料取り過ぎ」。昨年の株主総会で引責辞任要求を拒否した石原会長(当時社長)、隅社長のもとで生じたものです。調査するほど増えていく不祥事。この明白な経営責任を、誰が、どうとるのでしょうか。石原会長はまたも居座るのでしょうか。

「抜本改革」であまりに冷たい小規模代理店への対応

「抜本改革」なる政策のもと、代理店は「自然と淘汰されていく」と冷たい対応。会社政策についてこられない小さな代理店は、お客様もろとも切り捨てるというなら、保険会社として失格です。

判決守らず外勤社員を切り捨てるを強行 労使紛争は拡大するばかり

日本一の損害保険会社が、儲けのじゃまだと、外勤社員を切り捨て。東京地裁に断罪されても、判決を守らず強行するという異常対応が続いています。労働者の雇用や権利を守るのは企業の最も大切な社会的責任のひとつ。判決が気に入らないと違法承知で労働者いじめをするなど、株主はじめ全ステークホルダーの利益を害する反社会的行為です。労使紛争も拡大するばかり。これでは経営者として失格です。石原会長、隅社長は紛争解決を決断・約束すべきです。

抗議先

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

電話 03-3212-6211

全日本損害保険労働組合
全損保日動外勤支部

株主総会に向け、私たちが事前に送付した質問要旨を裏面に掲載しています。ご覧ください。

《ミレホールディングス株主総会に向けた私たちの事前質問要旨》

- 一． 昨年度の株主総会で、石原邦夫会長(当時社長)は、「保険金不払い問題」の責任を潔く認めませんでした。118億円に及ぶ「保険料取り過ぎ」が報じられていますが、そのほとんどは石原会長が社長在任中のものです。石原会長は、日本航空社外取締役役に就任するなど、「不払い問題」などなかったかのような行動が目立ちますが、会長も貴社も「保険金不払い問題」を十分に反省していない証拠ではないでしょうか。どのように責任を取るのか説明下さい。石原会長は、職を辞し、経営態勢を一新すべきと考えますが、どうお考えになるか、ご本人からも説明してください。
- 二． 貴社は「お客様の声に関する透明性の向上」をうたっていますが、東京海上日動のホームページには、「お客様の声」の具体的な内容が開示されていません。「その他」と分類された項目は605件、対前年比で273.8%と激増していますが、ここにガバナンス、コンプライアンスに関わる重要な事例が含まれているはずですが。その「声」を開示してください。
- 三． 貴社がすすめる「抜本改革」が小規模代理店を淘汰の波にさらしています。小規模代理店、自社の方針についてくることができない代理店への冷たい対応は改めるべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 四． 契約係従業員制度(RA制度)の廃止に関して質問します。
 - (1) 労働CSRの遵守はグローバル企業存立の前提条件です。かつて、野村ホールディングスは、男女差別事件での東京地裁の敗訴を理由に、スウェーデンのSRI投資コンサルタント会社GES社から投資不適格とされました。雇用破壊と組合攻撃を同時に行い、司法機関から断罪されているのに解決をはからない現状は、それよりひどいものです。最悪シナリオと経済的損失をどう計算しているのか。その経営責任をどう考えているのか。説明してください。
 - (2) RA制度廃止の当初提案で、職種を変更して「継続雇用」となると、同じ収入を維持するには収入保険料を2倍にしなければならない異常な賃金制度を押し付けようとしていました。これが、東京地裁に違法と断罪されると、それを事実上大きく変更し、「もう不利益はなくなった」と開き直りました。RA制度廃止提案が、いかに無理な提案だったかを示すものではないでしょうか。最初から現行の運用なら、会社を辞めなかったと言う当事者は大勢いますが、選択の機会の保証をされるつもりでしょうか。この事実ひとつとっても、RA制度廃止そのものを撤回し、一から再検討されるべきですが、どうするつもりでしょうか。
 - (3) 昨今、トヨタ自動車にみられるように、自社の根幹の経営方針を、地裁判決に従って改める例が相次ぎ、その見識が評価されています。判決に逆らい、労使紛争を拡大することは、経営者としての見識・判断能力が問われます。東京高裁でも敗訴する可能性が濃厚ですが、その場合、経営責任はどのように取るつもりでしょうか。最高裁判所まで争うというのでは、あまりに異常です。判決に従って事態の解決にあたることを株主に約束してください。また、東京高裁では和解勧告が出されており、経営判断ひとつで、判決前に解決をはかることは可能です。その決断をすることこそ経営責任と考えますが、いかがでしょうか。

判決、命令内容など詳細は
ホームページをご覧ください

<http://www.niu.or.jp/nichidogai/>
<http://www.geocities.jp/nichidogaikin/>もご覧ください

全日本損害保険労働組合
全損保日動外勤支部

東京都中央区新富1-6-1京橋第5長岡ビル4階
03-3551-7131